



島根県報

平成16年 3 月30日 (火)
号外 第 47 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則		
建設業法施行細則の一部を改正する規則	(土木総務課)	1
告 示		
建設業許可申請書等閲覧規程の一部改正	(土木総務課)	1
解体工事業者登録簿閲覧規程の一部改正	(")	2
訓 令		
土木建築事務所等工事事務処理規程の廃止	(土木総務課)	3

公布された条例等のあらまし

建設業法施行細則の一部を改正する規則 (規則第31号)

1 規則の概要

(1) 建設業法に基づく知事の許可を受けようとする者又は知事に変更等の届出をする者の関係書類の提出部数を正本 1 部、副本 2 部に改めることとした。

(2) その他規定の整理

2 施行期日

平成16年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第31号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則 (昭和24年島根県規則第90号) の一部を次のように改正する。

本則中「3 通」を「2 通」に改め、「、廃業等の届出をする者は、届書 1 通を」を削り、「所轄支庁長」を「所轄の支庁長」に改める。

附 則

この規則は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

告 示

島根県告示第382号

建設業法許可申請書等閲覧規程 (昭和47年島根県告示第221号) の一部を次のように改正する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条中「、土木建築事務所及び土木事務所」を「及び土木建築事務所」に改め、同条の表中

松江市東津田町 松江土木建築事務所	松江市及び八束郡
能義郡広瀬町広瀬 広瀬土木事務所	安来市及び能義郡
大原郡木次町大字里方 木次土木建築事務所	大原郡及び飯石郡
仁多郡仁多町大字三成 仁多土木事務所	仁多郡

を

松江市東津田町 松江土木建築事務所	松江市、安来市、八束郡及び能義郡
大原郡木次町大字里方 木次土木建築事務所	仁多郡、大原郡及び飯石郡

に、

大田市長久町 大田土木建築事務所	大田市及び邇摩郡
邑智郡川本町大字川本 川本土木建築事務所	邑智郡

を

邑智郡川本町大字川本 川本土木建築事務所	大田市、邇摩郡及び邑智郡
----------------------	--------------

に、

益田市昭和町 益田土木建築事務所	益田市及び美濃郡
鹿足郡津和野町大字町田 津和野土木事務所	鹿足郡

を

益田市昭和町 益田土木建築事務所	益田市、美濃郡及び鹿足郡
------------------	--------------

に改める。

附 則

この告示は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

島根県告示第383号

解体工事業者登録簿閲覧規程（平成13年島根県告示第427号）の一部を次のように改正する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条中「、土木建築事務所及び土木事務所」を「及び土木建築事務所」に改め、同条の表中「管理課」を「土木総務課」に、

松江市東津田町 松江土木建築事務所	松江市及び八束郡
能義郡広瀬町石原 広瀬土木事務所	安来市及び能義郡
大原郡木次町大字里方 木次土木建築事務所	大原郡及び飯石郡
仁多郡仁多町大字三成 仁多土木事務所	仁多郡

を

松江市東津田町 松江土木建築事務所	松江市、安来市、八束郡及び能義郡
大原郡木次町大字里方 木次土木建築事務所	仁多郡、大原郡及び飯石郡

に、

大田市長久町 大田土木 建築事務所	大田市及び邇摩郡
邑智郡川本町大字川本 川本土木建築事務所	邑智郡

を 「 邑智郡川本町大字川本 大田市、邇摩郡及
川本土木建築事務所 び邑智郡 」 に、

益田市昭和町 益田土木 建築事務所	益田市及び美濃郡
鹿足郡津和野町大字町田 津和野土木事務所	鹿足郡

を 「 益田市昭和町 益田土木 益田市、美濃郡及
建築事務所 び鹿足郡 」 に改める。

附 則

この告示は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

島根県訓令第 4 号

土 木 部
支 庁
土 木 建 築 事 務 所
土 木 事 務 所
河 川 総 合 開 発 事 務 所
高 速 道 路 事 務 所

土木建築事務所等工事事務処理規程（昭和41年島根県訓令第 4 号）は廃止し、平成16年 4 月 1 日から施行する。

平成16年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

